「2016年合格目標 工藤道場 合格レスキュー2016 [FINAL]」から 第48回社労士試験【選択式】 国年法 - 空欄 C の出題が 的中 しました





LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM16104 p. 68 No. 3-(1)]

- 3 申請保険料免除の規定における厚生労働大臣が指 定する期間(保険料が免除される期間)は、次に掲 げる保険料免除の区分に応じそれぞれに定める期間 とされている。
 - (1) (略)
 - (2) 学生納付特例
 - →① (保険料の納期限に係る月であ って、当該納期限から2 🗛 🗛 👢 したものを除 く)前の月から(以下略)

解答 ① 保険料免除の申請があった日の属する月の2年2月 (解答 ② 2年を経過)



第 48 回 社労士試験 問題 〔選択式〕 国年法 【空欄C】

2 国民年金法第90条の3第1項に規定する学生の 保険料納付特例につき、保険料を納付することを 要しないものとされる厚生労働大臣が指定する期 間は、申請のあった日の属する月の C (同 法第 91 条に規定する保険料の納期限に係る月であ って、当該納期限から 2 年を経過したものを除 く。)前の月から(以下略)

C → ⑦2年2か月

